

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

平成22年8月
平成26年9月改正
令和5年9月改正

日 の 出 町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標・・・・・・・・	3
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が 目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項・・	5
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積 に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・	7
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第7	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	12

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 策定の目的

日の出町の農業は、秋留台地に代表される平野部の多い東部地区と秩父多摩甲斐国立公園の玄関口にあたる山間部の多い西部地区に分類される。

東部地区については、都市型農業が営まれておりトマト、キュウリなどの施設栽培や露地野菜が収穫され、主にふれあい農産物直売所に出荷され町内及び近隣の消費者に販売されている。

一方、西部地区では、小規模な農地が分散しており自給自足型の農業が営まれている。

今後は、家族協定の推進を図るなど経営の改善や認定農業者の育成、支援を図っていく。

このことから、今後の日の出町農業は、「ふれあい農産物直売所」を中心とした生産、販売体制を充実させ、農業者の経営安定と所得の向上を図ることを目的とする。

2 農業構造の変遷

日の出町は、東京都心部から西へ50km圏に位置し、東部地区は、秋川、多摩川にはさまれた秋留台地で、畑作が中心に営まれ、西部地区では、山間部に適した自給自足型の農業が展開されてきた。

平成に入ると、三吉野油田地区の土地改良事業が実施され農地整備が行われる一方、三吉野工業団地や首都圏中央連絡自動車道日の出IC、大型ショッピングセンターの進出により、農業環境が大きく変化し、また、農家の担い手が農業以外に就労の場を移し、農家、農地の減少が顕著となってきた。

このような厳しい環境の中、宮本地区の土地改良事業をはじめ、東本宿地区を中心とした農用地への編入を行うなど農業環境の整備を行うとともに、「地産地消型」農業に向け農産物の販売拠点である「ふれあい農産物直売所」の整備、改修を行なった。

3 育成目標等

日の出町は、町の農業を担う中心的な農業者が、効率的・安定的な農業経営が図られるよう、農地の集積などに取組む農業経営基盤強化促進事業等の支援措置を総合的に進めることにより、消費者に1年を通して安定的かつ継続的に農産物が供給できるよう更なる「地産地消型」農業の推進に取組む。

このため、農業経営の規模拡大に意欲的な農業者に対しては、遊休農地を中心に、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の貸し手と借り手に関わる情報収集をし、両者を適切に結びつけて農地の利用集積を進める。

また、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による認定農業者への集積や、その他の支援措置が集中的かつ重点的に実施されるよう、日の出町が主体となって、東京都や関係機関、関係団体との協力体制を構築し制度の普及を推進する。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者の発想を活用し、地域農業の活性化や積極的な農業参画を推進していく。

4 経営目標

日の出町は、農業の維持・発展を図るため、農業が夢と希望を抱き継続的な職業となるよう、将来（概ね10年）の農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な農業経営の指標としては、東京都が策定した「東京都農業振興基本方針」で示された「地域の農業を担う経営モデル：所得目標600万円」を踏まえつつ、当町は、東京都が示す「農業の広がりを支える企業体モデル：所得目標：300万円」と地域の状況において現に成立している優良な農業経営の事例等を参考に、農業経営の発展を目指し農業を主業とする年間農業所得を主たる従事者1人あたり300万円程度とし、年間労働時間については、家族経営協定の締結や援農ボランティアなどを想定し、主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度の水準を実現できるものとする。また、これらの経営が、日の出町の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

日の出町の新規就農者は、過去5年間、年間平均1人と、ほぼ横ばいの状況となっており、今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって町の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、日の出町においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。

日の出町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得300万円程度を目標とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた日の出町の取組

日の出町における新規就農者への支援体制については、都の農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図る。また、技術指導及び経営指導については、西多摩農業改良普及センター、JAあきがわ等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

(1) 農業類型ごとの方向

① 野菜経営

日の出町で生産された農産物は、「ふれあい農産物直売所」を中心に販売されている。そこで売り場の充実を図るため農産物の多品目化と通年を通して野菜が安定供給できるよう施設化を推進し、安全で新鮮な農産物を求める消費者ニーズに対応し、手作りの顔が見える農産物の生産を図っていく。さらに、農産物の加工・製品化を進め、付加価値を高めることにより効率的で安定した経営を推進する。

一方、認定農業者や家族経営協定の推進により、経営の安定化を図り後継者の確保に努める。

② 畜産経営

近年、都市化による住宅建設により、混在化が進み畜産農家が減少している。そこで、地域の生活環境の保全に対する配慮は不可欠であるため、家畜糞尿処理利用にかかる施設、機械の導入により付加価値の高い有機質肥料として農地還元を図るとともに、畜舎周辺の環境を改善整備し、地域との調和を図り継続的な経営を推進する。

③ 果樹経営

梅や栗、ブルーベリーなどは、「ふれあい農産物直売所」を中心に販売されており、ブルーベリーについては、生食販売のほか、ジャムやソースなどに加工して販売している。

また、ブルーベリーなどの摘み取り園の経営を観光農園として広くPRし、需要拡大を推進する。

(2) 営農類型

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に日の出町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、日の出町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型別の経営指標

	営農類型	経営面積(a) 作付面積(a)	主要品目	労働力 (人)	所得 (万円)	主要な施設・機械
1	施設野菜 + 露地野菜	経営面積 100a 施設 20a 露地 80a 作付面積 121a 施設 41a 露地 80a	施設 トマト(加温) キュウリ(加温) 露地 さといも 大根、馬鈴薯 人参 他	2.5	800	トラクター 貨物自動車 鉄骨ハウス 育苗施設 暖房機 マルチ設置機 播種機

2	施設野菜 + 露地野菜	経営面積 80 a 施設 20 a 露地 60 a 作付面積 140 a 施設 60 a 露地 80 a	施設 キュウリ ハウレンソウ こまつな 他 露地 かぶ、ねぎ 馬鈴薯 人参他	2.5	700	トラクター 貨物自動車 パイプハウス マルチ設置機 播種機
3	施設野菜 + 露地野菜	経営面積 30 a 施設 20 a 露地 10 a 作付面積 77 a 施設 60 a 露地 17 a	施設 トマト（無加温） いんげん キュウリ ハウレンソウ こまつな 他 露地 馬鈴薯 人参 他	2.0	350	トラクター 貨物自動車 パイプハウス マルチ設置機 播種機
4	露地野菜	経営面積 70 a 作付面積 95 a	スイートコーン トマト 大根 ブロッコリー 馬鈴薯 さといも	1.5	300	トラクター 貨物自動車 マルチ設置機 播種機
5	しいたけ栽 培	経営面積 50 a 施設 5 a	しいたけ	2.0	540	フォークリフト 貨物自動車 温室 暖房機 水槽一式 自動植菌機 自動包装機
6	酪農	経営面積 30 a 施設 5 a	生乳	1.5	640	牛糞処理施設 肥料保管施設 貨物自動車 資料攪拌機 ミルクカー トラクター

7	養豚	経営面積 3.5 a 繁殖雌豚 20頭 繁殖雄豚 2頭	肉豚	1.5	360	堆肥保管施設 フォークリフト 貨物自動車 集糞装置
8	果樹 + 観光農園	経営面積 40 a 作付面積 40 a	ブルーベリー	1.5	280	防鳥ネット 動力噴霧器 管理棟 貨物自動車
9	果樹 + 観光農園	経営面積 40 a 作付面積 40 a	ブルーベリー みかん	1.5	320	防鳥ネット 動力噴霧器 管理棟 貨物自動車
10	組織経営体 (施設野菜)	経営面積 45 a 作付面積 40 a	施設 トマト (加温)	4.0	630	トラクター 貨物自動車 鉄骨ハウス 育苗施設 暖房機 マルチ設置機 播種機 管理棟

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に日の出町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、日の出町における主要な営農類型については、第2の(2)に示す年間農業所得300万円を目標とする営農類型を指標とする。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

日の出町の特産品であるトマトなどの農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、西多摩農業改良普及センター、JAあきがわ等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な

法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、酪農ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、日の出町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 日の出町が主体的に行う取組

日の出町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、西多摩農業改良普及センターやJAあきがわなど関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行うために必要に応じて、就農相談員の設置や、日の出町が主体となって、東京都、農業委員会、JAあきがわ、農業教育機関等の関係団体が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制の構築を行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

日の出町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や東京都による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

日の出町は、東京都、農業委員会、JAあきがわ、農業教育機関等の関係団体と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 東京都農業会議、東京都農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供
 日の出町は、関係団体と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、JAあきがわ等の関係団体と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、東京都及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、東京都農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
23%	

○ 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農業経営基盤強化促進事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

日の出町、農業委員会、農地中間管理機構、JAあきがわ、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定等を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、認定農業者等担い手への農用地の集積を加速する。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機

農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、日の出町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、日の出町、農業委員、JAあきがわ、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、東京都、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業観光課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

日の出町は、地域計画の策定に当たって、東京都・農業委員会・農地中間管理機構・JAあきがわ・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

日の出町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を日の出町に提出して、農用地利用規程について日の出町の認定を受けることができる。
- ② 日の出町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 日の出町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を日の出町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業

団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 日の出町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 日の出町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 日の出町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用

改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、JAあきがわ等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 JAあきがわが行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

日の出町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア JAあきがわその他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) JAあきがわによる農作業の受委託のあっせん等

JAあきがわは、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 農作業の受委託を推進するための環境整備

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

日の出町は、地域の農業の振興に関するその他の施策の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

①事業推進体制等

日の出町は、農業委員会、農業改良普及センター、JAあきがわ、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討す

るとともに、今後10年にわたり、第1及び第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②農業委員会等の協力

農業委員会、JAあきがわ及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、日の出町は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

なお、日の出町農業振興基本計画（令和2年）のうち、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤の強化の推進に関する基本的な構想に関わる部分については、本構想に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成22年8月4日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年9月15日から施行する。